

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第九条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

(郵便物の内国消費税の納付等)

第七条 省略

2510 省略

11 第一項の郵便物を輸入する場合における消費税法第八条の二(特定少額資産の譲渡に係る輸入免税)の規定の適用については、同条第二項中「当該課税貨物の関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく輸入申告書(同法第七条の第二項(申告の特例)に規定する特例申告貨物にあつては、同条第一項に規定する特例申告書)」とあるのは、「郵便に関する条約に基づき、差出人が当該課税貨物に貼り付け、又は添付した税関告知書」とする。

(犯則事件の調査及び処分)

第二十六条 課税物品の輸入に係る内国消費税の犯則事件の調査及び処分については、税関長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員とみなして、国税通則法第十一章(犯則事件の調査及び処分)(第百五十三条(調査の管轄及び引継ぎ)及び第百五十四条第一項(管轄区域外における職務の執行等)を除く。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

2 省略

(郵便物の内国消費税の納付等)

第七条 同上

2510 同上

(犯則事件の調査及び処分)

第二十六条 課税物品の輸入に係る内国消費税の犯則事件の調査及び処分については、税関長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員とみなして、国税通則法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定(同法第百五十三条(調査の管轄及び引継ぎ)及び第百五十四条第一項(管轄区域外における職務の執行等)を除く。)を適用する。

2 同上